

●減免区分（下呂市国保税減免取扱要綱より）

減免区分	判定基準	減免保険税	減免割合		必要とする書類
			損害程度	減免額	
(1) 不慮の災害による減免	不慮の災害（震災、風水害、火災その他これらに類するもの）により、 <u>生活の基礎となる家屋に被害を被ったとき</u>	理由発生月以降最長12ヶ月間に係る保険税	大規模災害（激甚災害として国が指定した災害に限る。）が発生した場合で、市長が特に必要があると認めるとき。又は、家屋の原形をとどめない復旧不能な場合	10/10以内	○罹災証明書
			家屋の価格の6/10以上の価格を減じたとき	8/10以内	
			家屋の価格の4/10以上6/10未満の価格を減じたとき	6/10以内	
			家屋の価格の2/10以上4/10未満の価格を減じたとき	4/10以内	
(2) 失業による減免	納税義務者等が、 <u>企業等の倒産又は企業等の都合による解雇により本人の意思に反して職を失い、前年世帯総所得金額が500万円以下で、当該年世帯総所得額が前年世帯総所得と比較して1/2以下のとき。ただし、早期退職優遇制度によるもの、契約期間満了による解雇、定年のほか、自己都合退職、自己の責めに帰すべき理由による解雇は除く。</u>	理由発生月から最長12ヶ月間の保険税	当該年世帯総所得額	減免額	○解雇通知 ○雇用保険受給資格者証明書等 ○税務署提出の廃業届（無い場合は現地調査を要す。）
			1,500,000円以下	7/10以内	
			1,500,001円～2,000,000円	5/10以内	
			2,000,001円～2,500,000円	2/10以内	
(3) 長期の疾病又は負傷による減免	納税義務者等が、疾病又は負傷により就労不可能となり、連続した90日以上の間入院又は自宅療養が必要で、世帯総所得金額が2分の1以下に減少すると認められるとき	理由発生月から最長12ヶ月間の保険税	1/2以内		○医師の証明書 ○医療費の領収書

<p>(4) 法第59条による減免</p>	<p>納税義務者等に療養の給付等が行われない期間があるとき。ただし、療養給付等を全く行うことができない月に限る。</p>	<p>理由発生月以降の納期に係る保険税。ただし、法第59条に非該当となった月の前月末までを期間とする。</p>	<p>当該被保険者分に係る保険税全額</p>	<p>○入所、収監証明書</p>
<p>(5) その他市長が特に必要と認める者に対する減免</p>	<p>減免を必要とする場合で、特別の理由があるとき。</p>	<p>市長の定める額</p>	<p>市長が定める割合</p>	<p>市長が必要と認める書類</p>
<p>(6) 第2条第2項(旧被扶養者に係る減免)</p>	<p>(1) 被保険者の資格を取得した日において、<b>65歳以上である者</b> (2) 被保険者の資格を取得した日の前日において、法第6条第1号から第4号又は第7号の規定に該当する者(当該資格取得日において高齢者の医療の確保に関する法律の規定により被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者</p>	<p>資格取得日の属する月以後①所得割額及び資産割額については当分の間の保険税②均等割額及び平等割額については2年を経過する月までの間の保険税</p>	<p>① 旧被扶養者に係る所得割額及び資産割額については全額免除 ② 旧被扶養者に係る均等割額については5割減額とし、条例第23条第1項第3号の2割軽減を受けている世帯に属する旧被扶養者については、減額賦課と合わせて半額とする。ただし、5割軽減または7割軽減を受けている世帯に属する旧被扶養者については、減免を行わない。 ③ 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り平等割額については5割減額とし、条例第23条第1項第3号の2割軽減を受けている世帯の場合については、減額賦課と合わせて半額とする。ただし、5割軽減、7割軽減又は特定世帯である場合は減免を行わない。</p>	<p>被用者保険からの資格喪失連絡票又は、他市町村からの旧被扶養者異動連絡票</p>